

身体、知的、精神に障がいのある方の経済的な負担を軽くするために

身体障がい者等に対する軽自動車税の減免について

対象 次の①～③全てに該当する方（身体障がい者等1人につき1台）

① 身体障がい者等本人、または生計を一にする方が所有する軽自動車（自家用）であること

② 身体障がい者等本人、または生計を一にする方が運転していること（世帯全員が身体障がい者等の方の場合は、常時介護する方が運転していること）

③ 障がいの程度が下表1または2のいずれかにあてはまること

※車が身体障がい者等のための特殊構造で、専ら身体障がい者等の利用に供するための軽自動車も減免対象となります。

※自動車税（県税）の減免を受けた方は対象外となります（軽自動車税で減免を受けた方は、自動車税が対象外となります）。

申請方法 軽自動車税納税通知書（5月上旬送達）が届いたら、5月24日（木）までに税務課窓口で申込み

※申請は毎年行う必要があります。

持ち物 ○納税通知書
○障害者（または戦傷病者）手帳等
○運転者の運転免許証
○印鑑

○納税義務者のマイナンバーカードまたはマイナンバー通知カード（代理人が申請する場合はコピーでも可）

※精神障害者保健福祉手帳を持参する方は、自立支援医療受給者証も持参してください。

いたなら、5月24日（木）までに税務課窓口で申込み



問 税務課 課税担当

☎ 内線 134・135

1. 身体障がい・戦傷病

障がいの区分	減免の級別（障がいの程度）	
	身体障害者手帳	戦傷病者手帳 (身体障害者手帳の交付がない場合)
視覚	1級～3級、4級の1	特別項症～第4項症
聴覚	2級、3級	特別項症～第4項症
平衡機能	3級	特別項症～第4項症
音声機能または言語機能	3級	特別項症～第2項症
上肢	1級、2級	特別項症～第3項症
下肢	1級～6級	特別項症～第6項症、 第1款症～第3款症
体幹	1級～3級、5級	特別項症～第3項症
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能	1級～6級	特別項症～第3項症
心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能	1級、3級	特別項症～第3項症
ぼうこうまたは直腸機能、小腸機能	1級～3級	特別項症～第3項症
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能	1級～3級	特別項症～第3項症
肝臓機能	1級～3級	特別項症～第3項症

2. 知的障がい・精神障がい

知的障がい	療育手帳
精神障がい	①・A

※半身不随のような合併症の場合は、障がいの区分ごとに判断します。例えば障がいの名が「左上下肢機能の身体障害6級」であっても、これを個別に判断すると上肢7級・下肢7級となる場合は減免対象外となります。

広告

補聴器は『早期装用』が肝心です！

脳に優しい

大好評 Brain Hearing

補聴器

坂戸市内で唯一の
認定補聴器技能者のいる店

イチカコ

坂戸市日の出町9-20
TEL 281-0107



※平成29年6月時点、認定補聴器技能者名簿より

平成30年度から介護保険料が変わります

65歳以上の方（第1号被保険者）の介護保険料は、介護サービスの利用状況などをもとに3年ごとに見直すことに
 なっています。
 町では、昨年度に介護保険事業計画の見直しを行い、今後3年間に必要とされる介護料額を定めました。

新たな保険料：【基準額】月額5,300円 年額63,600円

(参考 第5期 (H27~H29) 月額5,004円 年額60,000円)

保険料段階	対象者	保険料	適用割合
第1段階	○生活保護受給者 ○高齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村民税非課税の方 ○世帯全員が市町村民税非課税で、前年における本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	28,600円	基準額×0.45
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、前年における本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円以下の方	47,700円	基準額×0.75
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税で、第1段階及び第2段階に該当しない方	47,700円	基準額×0.75
第4段階	世帯の誰かに市町村民税が課税されているが、本人は市町村民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	57,200円	基準額×0.90
第5段階	世帯の誰かに市町村民税が課税されているが、本人は市町村民税非課税で、第4段階に該当しない方	63,600円	【基準額】
第6段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	76,300円	基準額×1.20
第7段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の方	82,600円	基準額×1.30
第8段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	95,400円	基準額×1.50
第9段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上500万円未満の方	108,100円	基準額×1.70
第10段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が500万円以上の方	114,400円	基準額×1.80

低所得者に配慮した適用割合を設定しました

世帯全員が市町村民税非課税で、前年における本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方等の第1段階の適用割合を0.50から0.45に軽減し、低所得者に配慮しました。

保険料が高くなる要因

- ① 介護サービス費の増加
- ② 要介護認定者数の増加
- ③ 第1号被保険者の負担割合の変更（22%→23%）
- ④ 介護報酬の改定

保険料が高くならないように取り組んだこと

- ① 町の介護給付費準備基金を取り崩し、保険料へ充当します。（保険料465円軽減）
- ② 市町村民税課税層の第9段階を細分化します。（保険料8円軽減）

保険料の納め方

【年金から天引きによる納付（特別徴収）】
 年金の受給額が18万円以上

の方が対象となり、2か月毎に支払われる年金から支払いごとに保険料が天引きされます。年度途中に65歳になられた方や転入された方は、天引きまで半年から1年ほどかかる場合があります。

【口座振替または納付書による納付（普通徴収）】

年金の受給額が18万円に満たない方や平成29年10月以降に65歳になられた方、年度途中で転入された方等が対象となり、日本年金機構との調整が完了した段階で随時「特別徴収」に切り替わります。



健康福祉課 高齢者介護担当

☎内線 115